



(号外) 独立行政法人国立印刷局

目次

〔政令〕

- 地方自治法施行令の一部を改正する政令 (四二〇)
- 鉱業法の一部を改正する等の法律の施行期日を定める政令 (四一九)
- 鉱業法第六条の二の鉱物を定める政令 (四一八)
- 鉱業法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令 (四一七)
- 輸出貿易管理令の一部を改正する政令 (四一六)
- 厚生年金基金令の一部を改正する政令 (四一五)
- 確定給付企業年金法施行令の一部を改正する政令 (四一四)
- 出入国管理及び難民認定法及び日本国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行期日を定める政令 (四一三)
- 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行令の一部を改正する等の法律の施行期日を定める政令 (四一二)
- 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係政令の整備等に関する政令 (四一一)
- 道路交通法施行令の一部を改正する政令 (四一〇)
- 地方自治法施行令の一部を改正する政令 (四一〇)
- 株式会社国際協力銀行法の施行に伴う関係政令の整備に関する政令 (四二三)
- 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係政令の整備等に関する政令 (四二四)
- 津波防災地域づくりに関する法律の施行期日を定める政令 (四二五)
- 津波防災地域づくりに関する法律施行令 (四二六)
- 津波防災地域づくりに関する法律及び津波防災地域づくりに関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令 (四二七)
- 水防法第三十二条第一項第二号の水防活動を定める政令 (四二八)

〔府令〕

- 道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令 (内閣府七〇)
- 家庭用品品質表示法施行規則の一部を改正する内閣府令 (同七一)
- 金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令 (同七二)

〔府令・省令〕

- 家庭用品品質表示法に基づく申出の手続等を定める命令の一部を改正する命令 (内閣府・経済産業二)

- 出入国管理及び難民認定法及び日本国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令 (四二二)
- 南スチダン国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令 (四二二)
- 株式会社国際協力銀行法の施行に伴う関係政令の整備に関する政令 (四二三)
- 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係政令の整備等に関する政令 (四二四)
- 津波防災地域づくりに関する法律の施行期日を定める政令 (四二五)
- 津波防災地域づくりに関する法律施行令 (四二六)
- 津波防災地域づくりに関する法律及び津波防災地域づくりに関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令 (四二七)
- 水防法第三十二条第一項第二号の水防活動を定める政令 (四二八)

- 不動産特定共同事業法施行規則の一部を改正する命令 (内閣府・国土交通六)
- 宅地建物取引業法施行規則の一部を改正する命令 (同七)
- 指定避難施設の管理及び協定避難施設の管理協定に関する命令 (同八)
- 自衛隊法施行規則の一部を改正する省令 (防衛六)

- 地方自治法施行規則の一部を改正する省令 (総務一六九)
- 地方公営企業法施行規則の一部を改正する省令 (同一七〇)
- 在留カード等に係る漢字氏名の表記等に関する告示 (法務五八二)
- 貸貸住宅管理業務処理準則の一部を改正する件 (国土交通一三一七)
- 戸籍法施行規則の一部を改正する省令 (法務四二)
- 出入国管理及び難民認定法及び日本国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う法務省関係省令の整備及び経過措置に関する省令 (同四三)
- 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行規則 (同四四)
- 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律施行規則の一部を改正する省令 (国土交通九八)
- 津波防災地域づくりに関する法律施行規則 (同九九)
- 水防法施行規則の一部を改正する省令 (同一〇〇)
- 都市計画法施行規則の一部を改正する省令 (同一〇一)
- 駐車場法施行規則の一部を改正する省令 (同一〇二)
- 公営住宅法施行規則及び公営住宅等整備基準の一部を改正する省令 (同一〇三)

- 在留カード等に係る漢字氏名の表記等に関する告示 (法務五八二)
- 貸貸住宅管理業務処理準則の一部を改正する件 (法務五八二)
- 気象庁予報警報規程の一部を改正する件 (気象庁一六)
- 地方拠点都市地域における都市計画法の特例等に関する省令の一部を改正する省令 (同一〇四)
- 流通業務市街地の整備に関する法律施行規則の一部を改正する法律施行規則 (同一〇五)
- 自衛隊法施行規則の一部を改正する省令 (防衛六)

- 家庭用品品質表示法に基づく申出の手續等を定める命令の一部を改正する命令 (内閣府・経済産業二)

本日公布された法令の「あらまし」は、
次のページに掲載されています。

家庭用品品質表示法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十三年十一月二十六日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 藤村 修

政令第四百五号

家庭用品品質表示法施行令の一部を改正する政令

内閣は、家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第二百四号）第一百四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

家庭用品品質表示法施行令（昭和三十七年政令第三百九十九号）の一部を次のように改正する。

第四条の見出し中「都道府県」の下に「又は市」を加え、同条第一項中「除く」の下に「。以下この条において同じ」を加え、「都道府県内」に「都道府県知事」を「都道府県」に改め、同条第五項中「及び第一項本文」を「第一項本文及び第四項本文」に改め、「内閣總理大臣に関する規定」の下に「〔法第四項本文〕」を加え、同条第七項とし、同条第四項中「都道府県知事」の下に「又は市長」を加え、「又は市長」を「第一項」とし、同条第六項とし、同条第三項中「都道府県知事」の下に「又は市長」を「第一項」を加え、「又は第三項」を加え、同項に後段として次のとおりに加える。

この場合において、市長にあつては、当該市を包括する都道府県の知事を経由して消費者庁長官に報告しなければならない。

第四条第四項を同条第六項とし、同条第三項中「都道府県知事」の下に「又は市長」を「第一項」の下に「又は第三項」を加え、同項に後段として次のとおりに加える。

この場合において、市長にあつては、当該市を包括する都道府県の知事を通じて消費者庁長官に協議しなければならない。

第四条第三項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

3 第一項の規定により都道府県知事が行うこととされた事務のうち、販売業者でその主たる事務所及び店舗が一市の区域内のみにあるものに関するものは、同項の規定にかかわらず、当該市の長が行うこととする。ただし、法第四条第三項の規定に基づく公表及び法第十九条第二項の規定に基づく報告の徴収に関する事務にあつては、消費者庁長官又は当該市を包括する都道府県の知事が自らその事務を行ふことを妨げない。

4 第二項の規定により都道府県知事が行うこととされた事務のうち、販売業者の店舗、営業所、事務所又は倉庫で市の区域内にあるものに関するものは、同項の規定にかかわらず、当該市の長が行うこととする。ただし、消費者庁長官又は当該市を包括する都道府県の知事が自らの事務を行ふことを妨げない。

附 則

(施行期日) 第一条 この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

(経過措置) 第二条 この政令の施行の際現にこの政令による改正前の家庭用品品質表示法施行令（以下「旧施行令」という。）第四条第一項の規定により都道府県知事に対してされていいる家庭用品品質表示法（以下「旧施行令」という。）によじて当該申請に係る行政事務を行なうべき者が市長となるものは、施行日以後にわけてこの政令による改正後の家庭用品品質表示法施行令（以下「新施行令」という。）の適用については、新施行令第四条第三項の規定により市長に対しそれぞれた法第十条第一項の規定による申出のみなす。

輸出貿易管理令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十三年十一月二十六日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 藤村 修

政令第四百六号

輸出貿易管理令の一部を改正する政令

内閣は、外国為替及び外貨貿易法（昭和二十四年法律第二百一十八号）第四十八条第一項及び第三項並びに第六十九条の五の規定に基づき、この政令を制定する。

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「三三まで」を「三〇まで 三一及び三三」に改める。

附則第三項中「三三まで」を「三〇まで 三一、三三」に改める。

別表第一の二八の項中「麦ぬか、魚粉及び魚かす」を「及び麦ぬか」に改める。

別表第一の二九の項中「配合飼料」を「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百九十九号）第一条第一号及び第一号に掲げる動物の配合飼料」に改める。

別表第一の三〇の項中「ばつかの種根及び苗並びに」を削る。

別表第一の三一の項を次のように改める。

三一 削除

別表第一の三一の項中「かば」を削る。

別表第三の二中「リビア」の下に「リビア」を加え、「シエラレオネ」を削る。

別表第三の三の項中「三一」を削る。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、別表第三の二の改正規定は、同年一月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第二条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

経済産業大臣 枝野 幸男
内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 藤村 修

2 施行日前に旧施行令第四条第一項の規定により都道府県知事に対し法第十九条第二項の規定により報告をしなければならないとされている事項のうち新施行令第四条第三項の規定により市長にして報告をしなければならないこととなるもので、施行日前にその報告がされていないものについては、施行日以後は、これを、同項の規定により市長に対して法第十九条第二項の規定による報告をしなければならないとされた事項についてその報告がされていないものとみなして、新施行令の規定を適用する。